

## 条件付一般競争入札公告

旧国民宿舍あき不動産鑑定評価業務について、次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 3 年 12 月 6 日

安芸市長 横山 幾夫

### 第 1 入札に付する事項等

- (1) 業 務 名 旧国民宿舍あき不動産鑑定評価業務
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで
- (4) 納 入 場 所 安芸市役所企画調整課
- (5) 入札参加資格申請書等受付期間  
公告の日から令和 3 年 12 月 16 日（木）午後 5 時 15 分まで
- (6) 入 札 日  
ア 日時：令和 3 年 12 月 20 日（月）午後 2 時 00 分  
イ 入札及び開札場所：安芸市役所北庁舎別館 2 階第 1・2 会議室
- (7) この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。
- (8) この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 社の場合でも入札を行う。
- (9) この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (10) 申請書（入札書）等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請（入札）は無効とする。

### 第 2 入札参加資格

この業務委託の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 安芸市の令和 3 年度指名競争入札参加登録を受けている者であること。
- (2) 令和 3 年度現在において、高知県内に本店又は支店を有する法人であって、過去 5 年以内に官公庁発注の鑑定評価業務に関する実績があること。
- (3) 委託業務の履行において、別紙仕様書の第 6 に定める資格要件を満たす者を配置できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (5) 官公庁から指名停止等の措置を受けていない者であること。

参加申込書等の提出期限の日から契約締結までの間に、安芸市から指名停止等の措置を受けた時は、参加資格を喪失するものとする。

- (6) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。

### 第 3 入札参加の申請等

当該業務の入札に参加しようとする事業者は、一般競争入札参加資格申請書等（別紙様式第 1）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格がないと認められる事業者については、FAX で通知する。この通知のない事業者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

- (1) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- (2) 提出期限：令和 3 年 12 月 16 日（木）午後 5 時 15 分まで
- (3) 提出書類：一般競争入札参加資格申請書（別記様式第 1）
- (4) 提出先：〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸 1 丁目 4 番 40 号  
安芸市企画調整課
- (5) 入札参加資格がないと認めた場合の通知：令和 3 年 12 月 17 日（金）
- (6) 入札参加資格がないとされ、(5) の通知を受けた事業者は、その理由の説明を市長に対して求めることはできないものとする。
- (7) 入札参加資格の喪失
  - (5) に通知を受けない事業者であっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。
    - ア 第 2 の入札参加資格を満たさなくなったとき。
    - イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

### 第 4 仕様書等の閲覧等

#### (1) 閲覧

仕様書等は、安芸市ホームページ上において閲覧することができる。

#### (2) 質疑応答

仕様書等この業務において質問がある場合は、次のとおり取り扱う。

ア 質問は書面で行う（口頭での質問には回答しない。）ものとし、質問書（別紙様式第 2）に記入し、安芸市企画調整課へ持参するか FAX で送信すること。FAX による場合は、必ず電話により着信の有無を確認すること。

イ 書面の受付期間は、この広告の日から令和 3 年 12 月 16 日（木）の執務時間帯の間（閉庁日は除く。）とする。

ウ 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、期日までにあったものは質問者に FAX で通知するとともに、入札参加資格ありと認めた事業者すべてに FAX で通知する。

## 第5 入札方法

- (1) 郵送による入札は認めない。
- (2) 入札時刻に入札会場にいない者について、入札参加を認めない。
- (3) 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- (4) 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (5) 入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。
- (6) 予定価格に達しない場合は、3回まで入札を行う。3回の入札で落札されない場合は、最低価格の入札をした事業から順次に随意契約の折衝を行うことがある。

## 第6 入札保証金

免除する。

## 第7 最低制限価格

なし。

## 第8 入札の無効

安芸市契約事務規則第20条各号に該当するときの入札は無効とする。

## 第9 落札者の決定方法

入札締め切り後、立会人の立会のうえ開札する。予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした事業者を落札者とする。ただし、最低価格入札者がした入札が無効となった場合は、原則として予定価格範囲内の次順位者を落札者とする。また、最低の価格が同額の場合、該当入札者に「くじ」を引かせ落札者を決定する。

## 第10 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法（昭和29年法律第67号）、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- (3) すべての提出書類は、原則返還しない。
- (4) 落札結果については、安芸市企画調整課で閲覧に供することにより公表する。